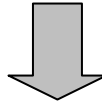


肝炎医療費助成法案について

－特定肝炎対策緊急措置法案の概要－

○対象となる肝炎：B型肝炎・C型肝炎

- ・ B型肝炎・C型肝炎ウイルスへの感染は、国の責任によりもたらされ、又はその原因が未解明であったことによりもたらされたものがある
- ・ 重度の疾病（肝硬変・肝がん）への進展を防ぐことのできる有効な治療が経済的負担が過重であるために十分に行われていない



次の緊急措置を講ずる

医療費助成（国が負担）

対象者：B型肝炎・C型肝炎（初期の肝硬変を含む。）にかかり、インターフェロン治療を受けることが適当との厚生労働大臣の認定を受けた者

※認定を受けた場合には特定肝炎患者健康手帳を交付

※ウイルスに感染し、肝炎の症状が出ていない場合も対象

医療費が支給される場合：インターフェロン治療やこれに伴う医療を、原則として、指定医療機関の中から認定の際に厚生労働大臣が定める医療機関で受けた場合に、健康保険等の自己負担分について支給

※指定医療機関…インターフェロン治療を担当する医療機関として厚生労働大臣が指定

自己負担額：月 1 万円（1 医療機関当たり）

なお、所得が高額の場合は月 2 万円（1 医療機関当たり）

市町村民税非課税の場合は自己負担額なし

検討

- ① 政府は、この法律の施行後速やかに、インターフェロン治療以外のB型肝炎・C型肝炎の治療に対する医療費助成について検討し、必要な措置を講ずる
- ② 政府は、この法律の施行後3年を目途に、B型肝炎・C型肝炎対策に係る費用の負担の在り方その他総合的なB型肝炎・C型肝炎対策の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

→そのために

- ・ B型肝炎・C型肝炎の対策に関する調査研究を推進
- ・ 厚生労働省に、患者とその家族、医療従事者、学識経験者等を委員とする特定肝炎対策推進協議会を置き、検討に当たり、その意見を聴く